

## 民事法律扶助事業業務規程

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 財団法人法律扶助協会（以下「協会」という。）が行う民事法律扶助事業は、民事法律扶助法（平成12年法律第55号。以下「法」という。）、民事法律扶助法施行規則（平成12年法務省令第30号）その他の法令及び寄附行為の規定によるほか、本規程の定めるところによる。

#### (定義)

第2条 本規程において「民事法律扶助事業」とは、裁判所における民事事件、家事事件又は行政事件に関する手続（以下「民事裁判等手続」という。）において自己の権利を実現するための準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない国民若しくは我が国に住所を有し適法に在留する者（以下「国民等」という。）又はその支払により生活に著しい支障を生ずる国民等を援助する次に掲げる業務を行うものをいう。

- (1) 代理援助 民事裁判等手続の準備及び追行（民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む。）のため代理人に支払うべき報酬及びその代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替えをすること
- (2) 書類作成援助 依頼又は嘱託を受けて裁判所に提出する書類を作成することを業とすることができる者に対し民事裁判等手続に必要な書類の作成を依頼し又は嘱託して支払うべき報酬及びその作成に必要な実費の立替えをすること
- (3) 法律相談援助 法律相談を取り扱うことを業とすることができる者による法律相談（刑事に関するものを除く。）を実施すること
- (4) 附帯援助 前三号の業務に附帯する業務（第1号に附帯する民事保全手続における立担保を含む。）を行うこと

#### (事業の基本方針)

第3条 協会は、民事法律扶助事業の統一的な運営体制の整備及び全国的に均質な遂行の実現に努めるとともに、民事法律扶助事業が法第2条に規定する国民等に利用しやすいものとなるよう配慮しなければならない。

## 第2章 事業の実施体制

### 第1節 本部の実施体制

#### (本部審査委員会)

- 第4条 協会は、本部審査委員会を置く。
- ② 本部審査委員会は、本部審査委員長1名、本部副審査委員長1名以上及び本部審査委員若干名をもって構成する。
- ③ 会長は、本部審査委員を選任し、その中から本部審査委員長及び本部副審査委員長を指名する。
- ④ 本部審査委員長は、本部審査委員会の議事を主宰し、本部副審査委員長は、本部審査委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- ⑤ 本部審査委員の任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。
- ⑥ 本部審査委員の補欠又は増員の場合において、その者の任期は当期の委員の残任期間とする。
- ⑦ 本部審査委員は、任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行う。

#### (本部審査部会)

- 第5条 本部審査委員会は、本部審査部会を置き、第7条第3号から第5号までに掲げる事項の決定を行わせることができる。
- ② 本部審査部会は、部長1名、副部長1名及び部員若干名をもって構成する。
- ③ 部長、副部長及び部員は、本部審査委員長が本部審査委員の中から選任する。

#### (本部審査委員会及び本部審査部会の招集と議決)

- 第6条 本部審査委員会は、必要に応じて本部審査委員長が招集する。本部審査部会は、必要に応じて部長が招集する。
- ② 本部審査委員会及び本部審査部会の議事は、出席者の過半数によって決する。可否同数のときは、委員長又は部長の決するところによる。

#### (本部審査委員会の業務)

- 第7条 本部審査委員会は、次の業務を行う。

- (1) 会長の諮問により審査基準（第21条第1号の資力基準、第24条第2項の立替基準及び第48条第2項の基準などの審査に関する基準）案を策定すること
- (2) 第15条に定める支部審査会の審査方法の改善についての指導を行うこと
- (3) 事件が2支部以上に関連する場合に、第15条に定める支部審査会からの依頼、又は職権により、自ら第42条第1項の決定等本規程に定める決定をすること

- (4) 第87条に定める不服申立審査会の決定に対する再審査の申立てがあった場合に、その申立てに対する採否について決定すること
- (5) 第80条及び第81条に定める償還の免除並びに第86条に定めるみなし消滅の処理の当否、立替金の償還方法等について決定すること

## 第2節 地区協議会の実施体制

### (地区協議会)

第8条 協会は、高等裁判所の管轄区域ごとに一つの地区協議会（以下「地区協」という。）を置く。

② 地区協の組織、運営等は、本規程及び別に定める協会地区協議会規則による。

### (地区協の業務)

第9条 地区協は、管内支部で実施する民事法律扶助事業の円滑な運営に資するため、次の業務を行う。

- (1) 管内支部の指導及び研修に関すること
- (2) 管内支部間の連絡調整及び交流に関すること
- (3) 地区協の事業計画書及び収支予算書の作成
- (4) 地区協の事業報告書及び収支決算書の作成
- (5) その他管内支部における民事法律扶助事業の均質な遂行の実現のために必要な事項

## 第3節 支部の実施体制

### (支部)

第10条 協会は、地方裁判所の管轄区域ごとに一つの支部を置く。

② 支部に、支部長1名、副支部長1名及び支部監事若干名を置く。  
③ 支部の組織、運営等は、本規程及び別に定める協会支部規則による。

### (支部長等の業務)

第11条 支部長は、支部の業務を統括する。

② 支部長は、その名をもって次の業務を行うことができる。

- (1) 第57条第1項の契約に関すること
- (2) 支部の銀行口座の開設及び取引に関すること
- (3) 民事保全手続における担保に係る支払保証委託契約に関すること
- (4) 弁護士会、地方自治体等からの援助金及び各種寄付金の受入れに関すること

### (5) その他支部の業務運営に関すること

- ③ 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- ④ 支部監事は、理事会の定めるところにより支部の業務及び会計を監査し、会長及び支部長に監査報告を行う。

### (支部長等の任期)

- 第12条 支部長、副支部長及び支部監事の任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。
- ② 支部長、副支部長又は支部監事の補欠の場合において、その者の任期は当期の就任者の残任期間とする。
  - ③ 支部長、副支部長又は支部監事は、任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行う。

### (支部運営委員会)

- 第13条 支部に、支部運営委員会を置く。
- ② 支部運営委員会は、支部長、副支部長及び支部運営委員若干名をもって構成する。
  - ③ 支部運営委員会は、支部長が招集し、かつ、これを主宰する。
  - ④ 支部運営委員会は、支部長の求めに応じ、支部の円滑な業務運営につき審議する。
  - ⑤ 支部長は、支部の業務の一部を副支部長又は支部運営委員に命じて行わせることができる。

### (支部運営委員の委嘱等)

- 第14条 支部長は、支部運営委員若干名を委嘱する。
- ② 支部運営委員の任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。
  - ③ 支部運営委員の補欠又は増員の場合において、その者の任期は当期の委員の残任期間とする。

### (支部審査委員会及び支部審査会)

- 第15条 支部に、支部審査委員会及び支部審査会を置く。
- ② 支部審査委員会は、支部審査委員長1名、支部副審査委員長1名以上及び相当数の支部審査委員をもって構成する。
  - ③ 支部審査会は、支部審査委員の中から支部長が指名した2名以上の支部審査委員（以下「担当審査委員」という。）をもって、その都度、構成する。ただし、立替金の償還方法の変更など理事会が定める審査が容易な事項について決定する場合には、単独の担当審査委員をもって構成することができる。
  - ④ 支部長は、法律と裁判に通曉している者を支部審査委員に選任し、その中から支部審査委員長及び支部副審査委員長を指名する。

- ⑤ 支部審査委員長は、支部審査委員会の議事を主宰し、支部副審査委員長は、支部審査委員長を補佐し、支部審査委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- ⑥ 支部審査委員の任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。
- ⑦ 支部審査委員の補欠又は増員の場合において、その者の任期は当期の委員の残任期間とする。

(支部審査委員会の招集と議決)

第16条 支部審査委員会は、必要に応じて支部審査委員長が招集する。

- ② 支部審査委員会の議事は、出席者の過半数によって決する。可否同数のときは、支部審査委員長の決するところによる。

(支部審査委員会の業務)

第17条 支部審査委員会は、次の業務を行う。

- (1) 審査の実施方法の改善に関すること
- (2) 審査基準の適用に関する連絡調整を行うこと

(支部審査会の業務)

第18条 支部審査会は、代理援助又は書類作成援助の諾否、同援助の内容及び援助条件、同援助の終結、立替金の償還方法等の決定を行う。

- ② 次の各号に掲げる事項についての決定は、3名以上の担当審査委員で構成する支部審査会で行われなければならない。

- (1) 同一の事件において申込者が10名以上の代理援助又は書類作成援助の諾否
- (2) 30万円を超える第23条第1項第2号の実費及び同項第4号のその他附帯援助に要する費用の追加支出の可否
- (3) 第24条第2項に定める別表2の備考欄の記載に基づく立替金の増額の可否
- (4) 民事保全手続における100万円以上の担保となる金銭（以下「保証金」という。）の立替支出の可否
- (5) 30万円を超える第23条第2項の報酬金の立替支出の可否
- (6) 第80条及び第81条に定める償還の免除の可否
- (7) 第86条に定めるみなし消滅の可否
- (8) 第87条に定める不服申立てに対する採否

- ③ 支部審査会の議事は、支部審査会を構成する担当審査委員の過半数により決する。ただし、2名の担当審査委員で構成された支部審査会において審査が行われた場合に可否同数のときは、決定を保留し、3名以上の担当審査委員で再構成する支部審査会で決定する。

(通知)

第19条 支部長は、支部審査会が前条第1項の決定をしたときは、その決定内容にかかる民事法律扶助事業の実施に係る援助（以下「援助」という。）の申込み（以下「申込み」という。）をなす者（以下「申込者」という。）、第42条第1項第1号の援助開始決定を受けた申込者（以下「被援助者」という。）及び代理援助に係る案件を受任した弁護士（以下「受任者」という。）又は書類作成援助に係る案件を受託した弁護士若しくは司法書士（以下「受託者」という。）に、その決定内容を通知しなければならない。

② 本部審査委員会が第7条第3号から第5号までに定める決定をした場合は、前項に準じて会長が通知する。

### 第3章 事業の内容

#### 第1節 代理援助及び書類作成援助

(対象)

第20条 代理援助及び書類作成援助の対象は、次のとおりとする。

- (1) 裁判代理援助 民事訴訟、民事保全、民事執行、破産、非訟、調停、家事審判等の裁判所における民事事件、家事事件、行政事件に関する手続
  - (2) 裁判前代理援助 前号の民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるもの
  - (3) 書類作成援助 第1号の手続
- ② 前項第2号の「特に必要と認められるもの」とは、迅速かつ効率的な権利実現が期待できるなど案件の内容や申込者の事情などにより弁護士による継続的な代理が特に必要と認められるものをいう。

(援助要件)

第21条 代理援助及び書類作成援助の援助要件は、次のとおりとする。

- (1) 申込者が、別表1の資力基準に定める資力に乏しい国民等であること
- (2) 勝訴の見込みがないとはいえないこと
- (3) 法律扶助の趣旨に適すること

(資力基準の策定方針)

第22条 協会は、前条第1号の資力基準の策定に当たっては、生活保護法（昭和24年法律第144号）における保護の基準を踏まえ、一般的な勤労世帯の所得水準、各地域における物価水準等を考慮したものとし、当該国民等の家賃又は住宅ローン、医療費その他

やむを得ない出費等資力にかかる個別の事情を考慮し得るものとして定めるものとする。

(立替費用)

第23条 協会が、第42条第1項第1号の援助開始決定をした案件（以下「援助案件」という。）につき立て替える費用の種類は、次のとおりとする。

- (1) 代理援助又は書類作成援助に係る報酬
- (2) 代理援助又は書類作成援助に係る実費
- (3) 保証金
- (4) その他附帯援助に要する費用

② 前項第1号の代理援助に係る報酬については、着手金と報酬金をその内容とする。

(報酬及び実費の立替基準)

第24条 協会は、民事法律扶助事業の立替えに係る報酬及び実費の基準（以下「立替基準」という。）について、援助案件を弁護士が受任又は受託するときは、日本弁護士連合会の定める報酬等基準規程の範囲内で、また、援助案件を司法書士が受託するときは、各司法書士会の定める司法書士報酬額基準の範囲内で、それぞれ次の各号に掲げる事項を踏まえて定めるものとする。

- (1) 被援助者に著しい負担になるようなものでないこと
  - (2) 適正な法律事務の提供を確保することが困難となるようなものでないこと
  - (3) 援助案件の特性や難易を考慮したものであること
- ② 前項に基づく立替基準は、別表2に定めるところによる。

(受任者及び受託者の活動の原則)

第25条 受任者又は受託者は、援助案件について、通常の受任事件又は受託事件と同様の配慮及び注意をもって処理しなければならない。

## 第2節 法律相談援助

(対象)

第26条 法律相談援助の対象は、民事、家事又は行政に関する案件とする。

(援助要件)

第27条 法律相談援助の援助要件は、第21条第1号及び第3号に掲げるとおりとする。

(法律相談援助の援助内容)

第28条 法律相談援助の援助内容は、口頭による法的助言、教示及び鑑定とし、これら

に要する費用については、被援助者に負担を求める。

- ② 同一申込者に対する法律相談援助は、同一問題につき、3回を限度とする。

(支部相談弁護士)

第29条 支部長は、支部運営委員会の議を経て、支部が置かれている事務所又は法律相談援助を行うこととした場所において法律相談援助を担当する弁護士（以下「支部相談弁護士」という。）を委嘱する。

- ② 支部長は、弁護士会に対し支部相談弁護士を確保するための協力を求めるものとする。  
③ 支部相談弁護士は、自らが法律相談援助を行った案件につき援助開始決定があったときには、第53条で定める受任者となるよう努めなければならない。ただし、事件の輻輳その他の理由あるときは、この限りでない。  
④ 支部相談弁護士の任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。

(相談登録弁護士)

第30条 協会は、国民等が法律相談を簡易に受けられるようにする等民事法律扶助事業を利用しやすいものとするため、自己の法律事務所で法律相談援助を行う弁護士（以下「相談登録弁護士」という。）を、あらかじめ支部に登録の上、置くこととする。

- ② 支部長は、支部運営委員会の議を経て、相談登録弁護士を委嘱する。  
③ 支部長は、弁護士会に対し相談登録弁護士を確保するための協力を求めるとともに、支部が置かれている事務所の所在地から遠距離の地域に相談登録弁護士を置くよう努める。  
④ 相談登録弁護士の任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。

(相談登録弁護士の責務)

第31条 相談登録弁護士は、国民等に民事法律扶助事業の周知を図り、同事業をより身近なものとするため別に定める指定マークを自己の法律事務所に表示するものとする。

- ② 相談登録弁護士は、援助の申込みがあり、法律相談援助の援助要件に該当していると認められるときは、特段の事情がない限りこれを受理しなければならない。  
③ 相談登録弁護士は、申込者に対し、相談日時等を指定することができる。  
④ 相談登録弁護士は、自らが法律相談援助を行った案件につき援助開始決定があったときには、第53条で定める受任者となるよう努めなければならない。ただし、事件の輻輳その他の理由あるときは、この限りでない。

(登録の取消し又は辞任)

第32条 支部長は、支部相談弁護士又は相談登録弁護士に法律扶助の本旨に照らし不適切な行為があった場合は、支部運営委員会の議を経て、委嘱を取り消すことができる。

- ② 支部相談弁護士又は相談登録弁護士は、その業務を遂行することが困難になったとき

は、届出により辞任することができる。

(他機関への委託)

第33条 支部長は、理事会の承認により、法律相談援助を弁護士会等に委託することができる。

② 前項の場合においては、本規程の支部における法律相談援助の規定を準用する。

(他の機関の紹介)

第34条 支部長、支部相談弁護士又は相談登録弁護士は、申込みに係る案件（以下「申込案件」という。）が法律相談援助の援助要件に該当しない場合において、必要と認められるときは、他の相談機関を紹介する。

(法律相談援助の拒絶又は中止)

第35条 支部長、支部相談弁護士又は相談登録弁護士は、申込みに係る相談内容が法律問題でない場合又は相談日時の指定に応じないなど申込者に不適切な行為のあった場合は、法律相談援助を拒絶又は中止することができる。

(法律相談票の作成)

第36条 支部相談弁護士又は相談登録弁護士は、法律相談援助を行ったときは、法律相談票を作成し、支部長に提出しなければならない。ただし、第40条で定める事件調書を作成したときは、この限りでない。

(法律相談費の支払)

第37条 支部長は、支部相談弁護士又は相談登録弁護士が法律相談援助を行ったときは、別に定める法律相談援助費用支出基準により法律相談費を支払う。

## 第4章 申込み

(申込みの場所)

第38条 援助の申込みは、支部が置かれている事務所、相談登録弁護士の法律事務所又は協会が法律相談援助を行うこととした場所において受け付けるものとする。

(申込手続)

第39条 支部長又は相談登録弁護士は、援助の申込者をして、援助申込書にその者の住所、氏名、職業、収入、資産、同居の家族、申込者の希望する援助の方法、事件の相手方がいる場合は相手方の住所、氏名その他必要な事項を記入させた上、提出させるものとす

る。

- ② 前項の場合において、援助の申込者が外国人である場合には、その申込者の外国人登録証明書又はこれに代わる書面を提示させるなどして在留資格を確認するものとする。

(申込案件の審査付議、法律相談援助)

第40条 支部長又は相談登録弁護士は、前条の申込書の提出を受けた場合には、申込案件が法律相談援助の援助要件に該当しているかを速やかに審査しなければならない。

② 支部長又は相談登録弁護士は、前項の審査に際し、必要があると認めるときは、申込者に対し、官公署等によって作成された資力を証する書面の提出を求めることができる。

③ 支部長は、申込案件が法律相談援助の援助要件に適合すると認めるときは、支部相談弁護士をして法律相談援助を行わせた上、別に定める事件調書を作成させて、提出させるものとする。ただし、法律相談援助が終了した段階で援助の申込みの取下げがあった場合は、この限りでない。

④ 相談登録弁護士は、申込案件が法律相談援助の援助要件に適合すると認めるときは、法律相談援助を行った上、事件調書を作成するものとする。ただし、法律相談援助が終了した段階で援助の申込みの取下げがあった場合は、この限りでない。

⑤ 相談登録弁護士は、前項の事件調書を作成した場合においては、申込者から提出を受けた書面と併せてこれを支部長に提出しなければならない。

⑥ 支部長は、申込書及び事件調書の提出を受けたときは、速やかに申込案件を支部審査会の審査に付さなければならない。この場合において、支部長は、審査の期日を指定して、これを申込者に告知するとともに、その期日までに、官公署等によって作成された資力を証する書面及び住民票の写し（本籍地の記載のあるもの）を提出させなければならない。ただし、既に申込者からこれらの書面の提出を受けている場合は、この限りでない。

⑦ 前項において、援助の申込者が外国人である場合には、住民票の写しに代えてその申込者の外国人登録証明書又はこれに代わる書面の写しを提出させなければならない。

⑧ 支部長は、申込者が既に弁護士の法律相談を受け、当該弁護士が第42条第1項第1号の援助開始決定を条件に代理援助の受任若しくは書類作成援助の受託を承諾している案件又は既に司法書士の事情聴取を受け、当該司法書士が援助開始決定を条件に書類作成援助の受託を承諾している案件（以下いずれも「持込案件」という。）の申込みについて、当該弁護士又は司法書士から事件調書の提出があった場合には、第1項及び第3項の手続を省略することができる。

⑨ 支部長は、申込案件が既に書類作成援助が行われた民事裁判等手続に関する案件であり、かつ、申込者が、引き続き書類作成援助を希望している場合には、受託者が提出した第62条第1項の報告書をもって当該書類作成援助の申込みとみなすことができる。

(申込みの取下げ)

第41条 申込者は、次条第1項第1号の援助開始決定がされるまで、書面又は口頭で申込みを取り下げることができる。

② 支部長は、申込者が前条で定める事件調書の作成に協力をしない場合、提出を求められた書類を提出しない場合又は正当な理由なく出席を求められた支部審査会を欠席した場合には、援助の申込みの取下げがあったものとみなすことができる。

## 第5章 審査

### (申込みに対する決定)

第42条 支部審査会は、申込案件について審査し、次の各号のいずれかの決定をする。

- (1) 援助要件に適合するときは、援助開始
  - (2) 援助要件に適合しないときは、援助不開始
  - (3) 代理援助又は書類作成援助の諾否の判断に必要な事項が不明なときは、保留
  - (4) 代理援助又は書類作成援助の諾否の判断に必要な事項について調査鑑定の必要があるときは、調査
- ② 支部審査会は、援助開始決定に当たっては、申込者の意見を聴取の上、裁判代理援助、裁判前代理援助又は書類作成援助のうち、いずれか相当な援助方法を決定する。
- ③ 支部審査会は、必要と判断される場合は、附帯援助の決定をすることができる。
- ④ 支部審査会は、援助開始決定に当たって条件を付することができる。
- ⑤ 支部長は、支部審査会で援助不開始決定があったときは、その理由を付して申込者に通知する。

### (立替費用等の決定)

第43条 支部審査会は、申込案件につき援助開始決定をしたときは、併せて次の事項を決定する。

- (1) 立替費用の種類及び額又は限度
  - (2) 被援助者が負担する実費（附帯援助に係る費用を含む。）の額
  - (3) 民事訴訟法第82条の訴訟救助申立ての要否
  - (4) 事件終結までの立替金の償還方法
  - (5) その他の援助条件
- ② 支部審査会が、前項第1号の事項を決定するときは、立替基準によらなければならぬ。
- ③ 支部審査会は、事件進行中において受任者又は受託者から立替費用の追加支出等の申立てがあった場合は、第1項に準じ、必要な事項を決定する。

### (要訴訟救助申立て)

第44条 支部審査会は、援助案件が民事訴訟法第82条の訴訟救助の要件に該当し、訴訟救助申立てが必要と判断されるときは、当該案件を要訴訟救助申立案件としなければならない。

(事件進行中の立替金の償還及び猶予)

第45条 支部審査会は、援助開始決定に当たって、被援助者の生活状況を聴取し、事件進行中の期間における立替金の償還方法を決定する。

② 支部審査会は、被援助者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、事件進行中の期間における立替金の償還を猶予することができる。

- (1) 生活保護法（昭和24年法律第144号）の適用を受けているとき
- (2) 前号に準ずる程度に生計が困難であるとき

(償還手続の履行義務)

第46条 被援助者は、前条により立替金の割賦償還についての決定を受けたときは、その決定後1か月以内に、郵便局において自動払込手続をするなど所定の手続を行わなければならない。

(進行中の償還方法等の変更)

第47条 支部審査会は、事件進行中において、被援助者から償還方法等の変更又は償還猶予の申請があり、これを相当と認めるときは、償還方法等の変更又は事件終結までの償還猶予の決定をすることができる。

(援助不開始の特例)

第48条 支部審査会は、申込案件が次の各号のいずれかに該当するときは、第21条に定める援助要件に該当する場合であっても、援助不開始決定をすることができる。

- (1) 外国等において事件の処理を必要とするとき
  - (2) 著しく特殊又は専門的能力を必要とするとき
  - (3) その他援助することが著しく困難であるとき
- ② 支部審査会は、前項に掲げる場合のほか、理事会の定めた基準により、申込案件が第21条に定める援助要件に該当する場合であっても、援助不開始決定をすることができる。

(保留)

第49条 支部審査会は、保留の決定をしたときは、申込者に対しその理由、申込者のなすべき事項等を示さなければならない。

(調査)

第50条 支部長は、支部審査会が調査の決定をしたときは、法律構成、事実関係、鑑定等、支部審査会の定めた調査事項を適正かつ確実に遂行し得る知識及び能力を有する者に調査を委嘱する。

② 前項の委嘱を受けた者は、支部長が定める期限までに調査を完了し、支部長に調査報告書を提出しなければならない。

(援助条件等の遵守)

第51条 被援助者は、援助開始決定に際して付された立替金の償還方法、資料の追完等の援助条件を遵守しなければならない。

② 被援助者は、自己の住所、氏名等について変更があった場合は、速やかにその旨を支部長に届け出なければならない。

(支部審査会への出席)

第52条 申込者又は被援助者は、支部審査会に出席を求められたときは、出席しなければならない。事情により出席できない場合は、あらかじめその理由を支部長に申し出なければならない。

② 支部審査会は、援助開始決定等のため、申込者又は被援助者に必要な資料の提出を求めることができる。

## 第6章 契約

(代理援助の受任者の選任)

第53条 支部長は、支部審査会が代理援助の援助開始決定をしたときは、当該案件の法律相談援助を担当した支部相談弁護士又は相談登録弁護士を受任者となるべき者として選任する。

② 支部長は、前項において、支部相談弁護士又は相談登録弁護士が事件の輻輳などにより当該案件を受任できないときは、弁護士会からの推薦により作成した受任予定者名簿に基づき、受任者となるべき者を選任する。

③ 支部長は、持込案件については、前二項の手続を省略し、当該案件の法律相談をした弁護士を受任者となるべき者とすることができます。

④ 支部長は、地域的な事情がある場合、専門的な知識を要する場合などには、第2項の規定にかかわらず、支部運営委員会の議を経て、別の受任予定者名簿を作成し、同名簿に基づき受任者となるべき者を選任することができる。

(書類作成援助の受託者の選任)

第54条 支部長は、支部審査会が書類作成援助の援助開始決定をしたときは、弁護士会

又は司法書士会からの推薦により作成した受託予定者名簿に基づき、受託者となるべき者を選任する。

- ② 支部長は、持込案件については、前項の手続を省略し、当該案件の事情聴取をした弁護士又は司法書士を受託者となるべき者とすることができます。
- ③ 支部長は、地域的な事情がある場合、専門的な知識を要する場合などには、第1項の規定にかかわらず、支部運営委員会の議を経て、別の受託予定者名簿を作成し、同名簿に基づき受託者となるべき者を選任することができます。

(援助開始決定の取消し)

第55条 支部長は、前二条に定める手続によっても受任者若しくは受託者となるべき者を選任できないとき又は援助案件につき援助要件を欠く疑いが生じたときには、支部審査会に援助開始決定の取消しを求めることができる。

(他支部への受任者の選任委託)

第56条 支部長は、援助案件が他の都道府県において処理することが適当であると認めるとときは、当該都道府県に所在する支部に受任者の選任及びこれに伴う管理を委託しなければならない。ただし、援助案件の処理に要する費用の額が変わらない場合その他特別の事情のある場合は、この限りでない。

- ② 前項の場合においては、委託された支部の手続については、別に定める。

(契約等)

第57条 支部長は、受任者又は受託者となるべき者を決定したときは、協会、被援助者及び当該受任者又は受託者となるべき者との間において、別に定める契約書を作成する。

- ② 支部長は、受任者が本規程を遵守しないときは、受任者の所属する弁護士会に必要な措置を求めることができる。
- ③ 支部長は、受託者が本規程を遵守しないときは、受託者の所属する弁護士会又は司法書士会に必要な措置を求めることができる。

(保証金等)

第58条 受任者は、保証金又は予納金を納付するときは、受任者名で第三者供託又は予納を行わなければならない。

- ② 民事保全手続において、裁判所に対し支払保証委託契約締結証明書を提出する場合は、支部長名により行わなければならない。

(訴訟救助の申立て)

第59条 受任者又は受託者は、援助案件が要訴訟救助申立案件とされている場合は、そ

の申立てをしなければならない。

(金銭の立替え・受領の禁止)

第60条 受任者又は受託者は、事件の処理に関し、被援助者のために金銭を立替え又は被援助者から金銭その他の利益を受けてはならない。ただし、特別の事情があり、支部審査会の承認を得た場合は、この限りではない。

(受任者による着手、中間、終結の報告)

第61条 受任者は、速やかに援助案件の処理に着手し、受任後3か月以内に訴状、答弁書、調停申立書、仮差押又は仮処分決定の正本、納付書、保管金受領書等の写しを添付した着手報告書を支部長に提出しなければならない。

- ② 受任者は、事件進行中に援助案件に関連し、別件で訴えの提起等が必要になったときは、その理由を付した中間報告書を支部長に提出しなければならない。
- ③ 支部長は、援助開始決定後2年を経過したとき又は必要があると認めたときは、報告書の提出を求めることができる。
- ④ 受任者は、援助案件が判決の言渡し、和解、調停の成立等により終了したときは、速やかに判決、和解調書、調停調書、示談書等の写しを添付して終結報告書を支部長に提出しなければならない。

(受託者による作成終了等の報告)

第62条 受託者は、訴状、答弁書、準備書面など援助開始決定を受けた書類作成を速やかに行い、その写しを添付して作成報告書を支部長に提出しなければならない。

- ② 受託者は、書類作成援助の対象となった事件が判決の言渡し等により終了したときは、速やかに判決等の写しを添付した終結報告書を支部長に提出しなければならない。
- ③ 受託者は、書類作成援助の対象となった事件が終了したにもかかわらず、被援助者が判決等の写しを受託者に交付しない場合には、その旨を記載した終結報告書を支部長に提出しなければならない。

(金銭の取立て)

第63条 受任者は、事件の相手方等から受け取るべき金銭があり、任意履行の見込みがあるときは、速やかにこれを取り立てなければならない。

- ② 被援助者が事件の相手方等から受け取るべき金銭につき、その受領方法を協定する場合は、特別の事情がない限り受任者を受領者としなければならない。

(受領金銭)

第64条 受任者は、事件に関し相手方等から金銭を受領したときは、これを被援助者に

交付せず、速やかにその全額を支部長に引き渡さなければならない。

- ② 支部長は、特別の事情があると認められるときは、前項の引渡しを受けず、受任者が一時保管することを承認することができる。
- ③ 支部長は、第72条に定める決定があったときは、立替金、報酬金を精算して残金を被援助者に交付しなければならない。ただし、支部長は被援助者に緊急の事情があるときは、その決定の前でも概算払いをすることができる。

#### (追加支出)

第65条 受任者又は受託者は、立替費用等について援助開始決定時等の決定書記載の額に不足が生じたときは、追加支出申立書を作成し、これに疎明資料を添付して追加支出の申立てをすることができる。

- ② 支部長は、前項の申立てがあったときは、これを支部審査会の審査に付する。

#### (辞任)

第66条 受任者又は受託者は、病気その他やむを得ない理由により辞任しようとするときは、その理由を付した文書を提出して、支部長にその旨を申し出なければならない。

- ② 支部審査会は、前項の場合において辞任をやむを得ないと認めるときは、これを承認するとともに、当該受任者又は受託者に既に交付した金銭があれば、返還を求めるべき額を決定する。
- ③ 前項の場合に、第53条第2項又は第54条第1項及び第57条第1項の規定を準用する。
- ④ 支部長は、第2項の決定に基づき、辞任した受任者又は受託者に既に交付した金銭の全部又は一部の返還を求めることができる。

#### (解任)

第67条 被援助者は、やむを得ない理由により受任者又は受託者を解任しようとするときは、その理由を付した文書を提出して、支部長にその旨を申し出なければならない。

- ② 支部審査会は、前項の場合において解任をやむを得ないと認めるときは、これを承認するとともに、当該受任者又は受託者に既に交付した金銭があれば、返還を求めるべき額を決定する。
- ③ 被援助者は、前項の承認がなければ受任者又は受託者を解任してはならない。
- ④ 第2項の場合に、第53条第2項又は第54条第1項及び第57条第1項の規定を準用する。
- ⑤ 支部長は、第2項の決定に基づき、解任した受任者又は受託者に既に交付した金銭の全部又は一部の返還を求めることができる。

(契約の解除)

第68条 支部長は、次の事由があるときは、第57条第1項の契約（以下「契約」という。）を解除することができる。

- (1) 被援助者が、正当な理由なく連絡を断ち又は援助条件を遵守しないなど、契約を誠実に履行せず、援助を継続することが適当でなくなったとき
  - (2) 被援助者が、前条第3項の規定に反し、支部審査会の承認を得ることなく受任者又は受託者を解任したとき
  - (3) 受任者若しくは受託者が第66条第2項に定める支部審査会の承認を得て辞任をした場合、又は被援助者が前条第2項に定める支部審査会の承認を得て受任者若しくは受託者を解任した場合において、後任の受任者又は受託者の選任が困難なとき
- ② 前項の場合には、支部審査会は、第71条第1項に定める終結決定をすることができる。
- ③ 第1項第3号の場合において、被援助者が後任の受任者又は受託者となるべき者を指定してその選任方を申し出たときは、第53条第3項又は第54条第2項及び第57条第1項の規定を準用する。

(受任者又は受託者の義務違反による契約の解除)

第69条 支部長は、受任者又は受託者に契約に定める義務違反があったときは、契約を解除することができる。

- ② 前項の場合に、第53条第2項又は第54条第1項及び第57条第1項の規定を準用する。

(解除後の処理)

第70条 支部長は、前二条により契約を解除した場合には、解除理由を付した通知書を被援助者及び受任者又は受託者に送付する。ただし、それらの者の住所が不明のときは、この限りでない。

- ② 支部長は、第68条により契約を解除した場合（同条第3項により新たに契約を締結した場合を除く。）には、被援助者に解除理由を通知する際、併せて立替金の償還方法についても通知する。
- ③ 支部長は、前二条により契約を解除した場合には、受任者又は受託者に解除理由を通知する際、第66条第4項に準じ、既に交付した金銭の全部又は一部の返還を求めることができる。
- ④ 第66条による受任者の辞任、第67条による受任者の解任又は前二条により代理援助の契約を解除した場合には、受任者は速やかに裁判所に辞任届を提出し、被援助者に証拠資料を返還しなければならない。ただし、被援助者の住所が不明のときは、この限りで

ない。

⑤ 第66条による受託者の辞任、第67条による受託者の解任又は前二条により書類作成援助の契約を解除した場合には、受託者は被援助者に証拠資料を返還しなければならない。ただし、被援助者の住所が不明のときは、この限りでない。

## 第7章 援助の終結

### 第1節 援助の終結

#### (終結決定)

第71条 支部審査会は、次の場合に援助の終結決定をする。

- (1) 事件が終結し、受任者又は受託者から終結報告書が提出されたとき
  - (2) 援助を継続する必要がなくなったとき
  - (3) 受任者若しくは受託者の辞任又は解任がなされ、後任の受任者又は受託者の選任が困難なとき
- ② 支部長は、受任者又は受託者から終結報告書が提出されない場合であっても、事件が終結していることが明らかなときは、支部審査会に援助の終結決定を求めることができる。

#### (終結決定時の審査事項)

第72条 支部審査会は、前条の場合において、事件の内容、終結に至った経緯等を勘案して次の各号に定める事項を決定する。

- (1) 報酬金の額並びに支払条件及び支払方法
- (2) 追加支出額及び立替金総額の確定
- (3) 終結後の立替金の償還方法等

#### (報酬金)

第73条 支部審査会は、受任者の報酬金の決定に当たっては、被援助者及び受任者の意見を聴かなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。

② 支部審査会は、終結決定の対象となる事件に関連する事件が継続している場合には、関連事件の終結決定を待つて報酬金の決定をすることができる。

#### (援助終結後の償還方法)

第74条 支部審査会は、終結決定時において、被援助者の生活状況を聴取するとともに事件による相手方からの金員その他の財産的利益（以下「金員等」という。）の取得状況を確認し、援助終結後の立替金の償還、猶予又は免除につき決定する。

② 前項の決定に係る立替金の償還方法は、次の各号に定める即時償還又は割賦償還とす

る。

- (1) 即時償還は、支部審査会が定めた日及び方法により一括して支払う方式とする。
- (2) 割賦償還は、終結決定後1か月以内に被援助者において支部審査会が定めた金額を郵便局の自動払込手続により支払う方式とする。ただし、既に被援助者が事件進行中からこの方法による償還を行っている場合において、支部審査会が承認したときは、これを継続することにより当該手続を省略することができる。
- (3) 前項の割賦償還による償還方法を決定する場合、その償還期間は3年を超えないものとする。ただし、被援助者の資力の状況等を勘案し、履行期限を延長する決定をすることができる。

#### (償還の特則)

第75条 被援助者は、事件により金員等を得ている場合は、特別の事情がある場合を除き、このうち2割5分に相当する金額までを立替金の償還に充てなければならない。

#### (保証金の償還)

第76条 受任者は、終結決定時等において、立替金のうちに保証金のあるときは、速やかに担保取消しの手続を行い、保証金及びその利息を償還しなければならない。

② 前項の場合において、銀行等の支払保証委託契約により担保を立てているときは、受任者は、支払保証委託契約原因消滅証明書を支部に提出しなければならない。

#### (償還猶予)

第77条 支部審査会は、被援助者が第74条第2項で定める方法により償還をすることが著しく困難であると認められるときは、その全部又は一部について3年を超えない期間、償還を猶予する旨の決定をすることができる。

② 被援助者に特別の事情のあるときは、前項の猶予期間を延長する旨の決定をすることができる。

③ 債還猶予を受けようとする被援助者は、別に定める立替金償還猶予等申請書を支部に提出しなければならない。

④ 支部審査会は、猶予期間が経過したときは、改めて償還方法等を決定する。

#### (督促等)

第78条 支部長は、支部審査会が第74条の即時償還又は割賦償還の決定をした場合において、被援助者が償還をすべき期日までにその償還をしていないときは、遅滞なく督促を行うものとする。

② 前項の場合において、支部長は、被援助者に対し償還をすべき日からその償還を受ける日までの期間につき、法定利率による遅延損害金を被援助者に請求するものとする。た

だし、償還について誠意が認められるときは、当該遅延損害金の全部又は一部を免除することができる。

③ 支部長は、被援助者が償還すべき額の全額に満たない額の償還をしたときは、これをもって、順次、元本及び前項の遅延損害金に充当する。

#### (担保)

第79条 支部長は、事件により金員等を得た場合、支部審査会の決定に基づき、立替金の償還を確保するために被援助者に担保の提供を求めることができる。

### 第2節 償還の免除、みなし消滅

#### (償還免除)

第80条 支部審査会は、終結決定時以降において、被援助者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、本部審査委員会の承認を得ることを条件に立替金の全部又は一部の償還の免除を決定することができる。ただし、被援助者が相手方等から金員等を得、又は得る見込みがあるときは、当該金員等の価格の2割5分に相当する金額は、特別の事情のない限り、その償還の免除を決定することができない。

- (1) 生活保護法（昭和24年法律第144号）の適用を受けているとき
  - (2) 前号に準ずる程度に生計が困難であり、かつ、将来にわたってその資力を回復する見込みに乏しいと認められるとき
- ② 前項により立替金の免除を受けようとする被援助者は、支部長に対し別に定める立替金償還免除申請書及び償還免除を相当とする理由を証する書面を提出しなければならない。

#### (被援助者所在不明等の償還免除)

第81条 支部審査会は、被援助者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、本部審査委員会の承認を得ることを条件に立替金の全部又は一部の償還の免除を決定することができる。

- (1) 被援助者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価格が強制執行をした場合の費用及び優先して弁済を受ける権利を有する者の当該権利の価額（以下「強制執行をした場合の費用等」という。）の合計額を超えないと認められる場合
- (2) 被援助者が死亡した場合において、相続財産の価格が強制執行をした場合の費用等の合計額を超えないと認められる場合
- (3) 被援助者が我が国に住所又は居所を有しないこととなった場合において、再び我が国に住所又は居所を有することとなる見込みがなく、かつ、差し押さえることができる財産の価格が強制執行をした場合の費用等の合計額を超えないと認められる場

## 合

- (4) 当該立替金の額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められる場合
- (5) 当該立替金の存在につき法律上の争いがある場合において、勝訴の見込みがないものと認められる場合

### (法務大臣への定型免除報告)

第82条 会長は、援助案件が財産的利益の給付又は確認を目的としないもの（ただし、裁判上の和解その他の理由により、財産的利益を得ることとなったものを除く。）である場合において、本部審査委員会が、被援助者が第80条第1項第1号に該当する者として支部審査会が免除決定したものを承認したときは、法務省の民事法律扶助事業費補助金交付要領に基づき定型免除報告書を作成し、法務大臣に提出する。

### (法務大臣への免除承認申請)

第83条 会長は、前条以外の場合において、本部審査委員会が支部審査会の免除決定を承認したときは、法務省の民事法律扶助事業費補助金交付要領に基づき免除承認申請書を作成し、法務大臣に提出する。

### (免除決定の通知)

第84条 会長は、第82条に該当する事案で本部審査委員会の承認があったとき又は前条に該当する事案で法務大臣の承認があったときは、被援助者にその旨を通知する。

### (再償還方法等の決定)

第85条 支部審査会は、第82条に該当する事案で本部審査委員会の承認が得られないとき又は第83条に該当する事案で法務大臣の承認が得られないときは、改めて償還方法等を決定する。

### (みなし消滅)

第86条 会長は、被援助者について、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、その事由の経過を明らかにした書類を作成し、支部審査会及び本部審査委員会の審査を経て、被援助者に対する当該立替金の全部又は一部が消滅したものとみなして整理することができる。

- (1) 当該立替金につき消滅時効が完成し、かつ、被援助者においてその援用をする見込みがあること
- (2) 被援助者が破産法（大正11年法律第71号）第366条ノ12その他の法令の規定に基づき、当該立替金につきその責任を免れたこと
- (3) 被援助者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相

続財産の価格が強制執行をした場合の費用等の合計額を超えると認められること

- ② 会長は、前項の場合においては、法務省の民事法律扶助事業費補助金交付要領に定めるところに基づき整理報告書を作成し、法務大臣に提出する。

## 第8章 不服申立て及び再審査

### (不服申立て)

第87条 申込者、被援助者及び受任者又は受託者は、支部審査会のした決定に不服のある場合には、支部長に対して不服申立てをすることができる。

- ② 支部長は、不服申立てがあったときは、当該決定に関与していない3名以上の支部審査委員を指名し、指名を受けた支部審査委員は、その都度、不服申立審査会を構成し、不服申立てにつき審査し、その採否を決定する。
- ③ 不服申立てをする者は、支部長に不服申立書を提出しなければならない。
- ④ 不服申立審査会の決定は、第2項の指名を受けた支部審査委員の過半数をもって決する。
- ⑤ 支部長は、第2項の決定があったときは、その決定内容にかかる申込者、被援助者又は受任者若しくは受託者にその決定内容を通知しなければならない。
- ⑥ 支部長は、第2項の決定が援助不開始決定に対する不服申立てを採用しない旨の決定である場合には、前項の通知にその理由を付するものとする。

### (本部審査委員会での再審査の申立て)

第88条 不服申立審査会において、当該不服申立てを採用しない旨の決定を受けた申込者は、本部審査委員会に対して再審査の申立てをすることができる。

- ② 再審査の申立てをする者は、会長に再審査申立書を提出しなければならない。
- ③ 会長は、再審査の申立てにつき決定があったときは、当該申込者にその決定内容を通知しなければならない。

## 第9章 帳簿、書類その他の物件の管理

### (帳簿、書類その他の物件の管理)

第89条 協会は、民事法律扶助事業に関する帳簿、書類（電磁的記録によって作成された場合においては、当該電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の物件について、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

### (帳簿)

第90条 協会は、民事法律扶助事業に関する次に掲げる帳簿を作成するものとする。

- (1) 申込管理簿
- (2) 援助管理簿
- (3) 終結管理簿
- (4) 立替金台帳
- (5) 会計帳簿

(帳簿及び書類の保存期間)

第91条 民事法律扶助事業に関する帳簿及び書類の保存期間は、次のとおりとする。

- |                        |     |
|------------------------|-----|
| (1) 援助管理簿、終結管理簿及び立替金台帳 | 永久  |
| (2) 会計帳簿、会計伝票及び証ひょう類   | 20年 |
| (3) 申込管理簿その他の書類        | 5年  |

## 第10章 監査

(監査)

第92条 監事は、本部、地区協議会及び支部が置かれている各事務所において、援助に係る案件の一件記録、帳票、預金通帳等を精査して協会の業務及び会計についての監査を行い、その監査結果を取りまとめた監査報告書を作成し、また、第3項の会計監査人による会計監査報告書が作成された場合には、これを添付して会計年度終了後遅滞なく会長に提出するものとする。

② 本部、地区協議会及び支部は、監事から援助に係る案件の一件記録、帳票、預金通帳等の写しの提出を求められたとき又は同案件等に関する照会を受けたときは、これらを速やかに提出し又は回答するものとする。

③ 協会は、会計監査を会計監査人に委託する場合は、会計監査人をして、協会の会計についての法令適合性等に関する会計監査報告書を作成させ、これを監事に対して提出させるものとする。

④ 協会は、監事の監査報告書（会計監査人の会計監査報告書が作成された場合は、これを含む。）を、収支決算書に添付して法務大臣に提出するものとする。

## 第11章 周知

(周知)

第93条 協会は、民事法律扶助事業を国民等により利用しやすいものとするため、同事業について幅広くその周知を図らなければならない。

② 協会は、支部が置かれている事務所において、民事法律扶助事業の内容及び同事業を利用するための手続について記載した書面を備え置き、国民等の閲覧に供しなければなら

ない。

## 第12章 雜則

(雑則)

第94条 協会は、本規程に定めるもののほか、必要な事項につき細則を定めることができる。

### 附則

本規程は、民事法律扶助法第7条第1項前段の法務大臣の認可を受けた日から施行する。

(平成12年10月18日施行)

法律扶助取扱規則（昭和51年4月1日施行）は、廃止する。

本規程の施行前に、法律扶助取扱規則に基づき、協会がした決定、承認その他の処分又は申請その他の手続は、本規程によつた決定、承認その他の処分又は申請その他の手続とみなす。

本改正規程は、民事法律扶助法第7条第1項後段の法務大臣の認可を受けた日から施行する。（平成13年3月30日施行）

## 民事法律扶助資力基準

民事法律扶助事業業務規程第21条に規定する資力に関する基準を次のとおり定める。

### 第1. 収入等

#### (1) 収入等

① 申込者及び配偶者の手取り月収額(賞与を含む)の基準は次のとおりとする。

単身者	182,000円以下
2人家族	251,000円以下
3人家族	272,000円以下
4人家族	299,000円以下

以下家族1名増加する毎に基準額に30,000円を加算する。

② 申込者と同居している家族で、申込者の生計に貢献していることが明らかな者の収入は、貢献している範囲で申込者の収入に加算することができる。

③ 配偶者又は②の同居の家族が申込者の事件の相手方である場合にはその収入は申込者の収入に加算しない。

④ 申込者が生活保護法に定める保護の基準の一級地に居住している場合には、①の基準額に10%を加算した額をもって基準額とする。これ以外の地域についても、理事会は本部審査委員会の議を経て同様の措置をとる地域を定めることができる。

#### (2) 家賃・住宅ローンを負担している場合の加算

申込者又はその配偶者が、家賃又は住宅ローンを負担している場合、次の額を限度に負担額を上記基準額に加算することができる。

単身者	41,000円以下
2人家族	53,000円以下
3人家族	66,000円以下
4人家族	71,000円以下

ただし、地域の実情により、理事会は本部審査委員会の議を経て、上記額を上回る限度額を定めることができる。

#### (3) 医療費・教育費その他職業上やむを得ない出費等の負担があるとき

申込者又はその配偶者の収入が上記の基準を上回る場合であっても、医療費、教育費、職業上やむを得ない出費等の負担により、生計が困難であると認められるときは援助を決定できる。

### 第2. 資産

申込者又はその配偶者が不動産その他の資産を有するときには、次の場合を除いて有資力者とみなす。

- ① 資産が係争物件であるとき
- ② 生活のために必要な住宅及び農地
- ③ 配偶者が当該紛争の相手方であるとき
- ④ 医療費、教育費、職業上やむを得ない出費等の負担により、生計が困難であると認められるとき

### 第3. その他

(1) 援助申込以前における当該事件に係る保険金は、申込者の収入とみなす。ただし、第1(3)に掲げる事情のあるときは援助を決定できる。

(2) 申込者の資力が1及び2の基準に適合しない場合には援助しない。ただし、申込案件の性質等により、特に多額の弁護士費用を要するものについて、申込者に資金調達の方法が他になく、援助しないと訴訟の準備及び遂行が著しく困難となるおそれのある場合には、資力の判定においてこの事情を考慮することができる。

## 1. 代理援助支出基準表

(本表金額は消費税を含まない。ただし、費用については消費税は控除しない。)						
事件の内容	訴 類	訴 類	費用額 要 用	備 考	着手 金	報 酬 金
(1) 交通事故 賠償請求、 金銭請求 事件	～ 100万円未満 300万円以上 1,000万円未満 1,000万円以上	25,000円 35,000円 " " " "	1. 新監修取扱い下の場合は助用額を 支出す。 2. 新監修取扱い下の場合は助用額を 支出す。	着手金額 90,000円 120,000円 150,000円 170,000円 200,000円 220,000円	1. 事件の性質上、特に処理 の困難なものについては、 35万円まで支出することが できる。 2. 受けた利息が、1,000万円未満 までのその超過部分の6%を加算する。 3. 000万円未満では、その超過部分の6%を加算する。 現実に入手した金額が、3,000万円を超過する、 5,000万円未満では、その超過部分の6%を加算する。	新監修取扱い下の場合は助用額を支出す。 1. 現実に入手した金額が1,000万円未満ではその 10%を基礎とする。金額が、1,000万円を超過 する、3,000万円未満では、その超過部分の6%を加算する。 現実に入手した金額が、3,000万円を超過する、 5,000万円未満では、その超過部分の6%を加算する。 1. 1及び2については事件の難易、出庭回数等を考慮し、相談することができる。 出庭回数は1回1万円を標準とする。
(2) 手形訴訟 事件	(1)の2分の1 1,000万円以上	(1)の2分の1 " " " "	1. 新監修取扱い下の場合は助用額を 支出す。 2. 新監修取扱い下の場合は助用額を 支出す。	(1)の2分の1 (1)の2分の1 " " " "	1. 事件の性質上、特に処理 の困難なものについては、 35万円まで支出することが できる。 2. 受けた利息が、1,000万円未満 までのその超過部分の6%を加算する。 3. 000万円未満では、その超過部分の6%を加算する。 現実に入手した金額が、5,000万円を超える部分についても、その超過部分の4%を加算する。 2. 当面取立てができない事件の報酬金は6万円～2万円とし、報酬額を8万円とする。	1. 事件の難易、出庭回数等の考慮について 受けた利息が、1,000万円未満ではその10%を基 準とする。 現実に入手した金額が、3,000万円未満では、 その超過部分の6%を加算する。 受けた利息が、3,000万円未満、5,000万円未 満では、その超過部分の5%を加算する。 受けた利息が、5,000万円未満では、その超過部分の4%を加算する。
不動産・明渡請求 ・借地・借家 ・賃貸事件	50万円未満 100万円未満 200万円未満 300万円未満 500万円未満 1,000万円以上	25,000円 35,000円 " " " "	1. 新監修取扱い下の場合は助用額を 支出す。 2. 受けた利息が、1,000万円未満 までのその超過部分の6%を加算する。 3. 000万円未満では、その超過部分の6%を加算する。	着手金額 90,000円 120,000円 150,000円 170,000円 200,000円 220,000円	1. 事件の性質上、特に処理 の困難なものについては、 35万円まで支出することが できる。 2. 受けた利息が、1,000万円未満 までのその超過部分の6%を加算する。 3. 000万円未満では、その超過部分の6%を加算する。	1. 事件の難易、出庭回数等の考慮について 受けた利息が、1,000万円未満ではその10%を基 準とする。 現実に入手した金額が、3,000万円未満では、 その超過部分の6%を加算する。 受けた利息が、3,000万円未満、5,000万円未 満では、その超過部分の5%を加算する。 受けた利息が、5,000万円未満では、その超過部分の4%を加算する。
借地・非競業事件 ・境外事件	不動産事件に 準ずる。	25,000円 " " " "	1. 新監修取扱い下の場合は助用額を 支出す。	着手金額 100,000円～50,000円	1. 事件の性質上、特に処理 の困難なものについては、 35万円まで支出することが できる。 2. 受けた利息が、1,000万円未満 までのその超過部分の6%を加算する。 3. 000万円未満では、その超過部分の6%を加算する。	1. 事件の難易、出庭回数等の考慮について 受けた利息が、1,000万円未満ではその10%を基 準とする。 現実に入手した金額が、3,000万円未満では、 その超過部分の6%を加算する。 受けた利息が、3,000万円未満、5,000万円未 満では、その超過部分の5%を加算する。 受けた利息が、5,000万円未満では、その超過部分の4%を加算する。
(3) 家事事件	離婚・認知等	35,000円	○公示送達事件 80,000円 ○金銭請求を伴わないもの 180,000円～230,000円 ○標準額を210,000円とする ○金銭請求を伴うもの 金銭請求と同様とする。 ただし20,000円を下回らないものとする。	1. 事件の性質上、特に処理 の困難なものについては、 35万円まで支出することが できる。 2. 受けた利息が、1,000万円未満 までのその超過部分の6%を加算する。 3. 金銭請求のある場合は、現実に入手した金 額が1,000万円未満ではその10%を加算する。 現実に入手した金額が、1,000万円未満を超え 3,000万円未満では、その超過部分の6%を加算 する。 現実に入手した金額が、3,000万円未満を超え 5,000万円未満では、その超過部分の5%を加算 する。 現実に入手した金額が、5,000万円未満を超える場 合には、その超過部分の4%を加算する。	1. 金銭給付のない事件の報酬金は6万円～12万 円とし、報酬額を8万円とする。 2. 公示送達事件の場合は、現実に入手した金 額が1,000万円未満ではその10%を加算する。 3. 金銭請求のある場合は、現実に入手した金 額が1,000万円未満ではその10%を加算する。 現実に入手した金額が、1,000万円未満を超え 3,000万円未満では、その超過部分の6%を加算 する。 現実に入手した金額が、3,000万円未満を超え 5,000万円未満では、その超過部分の5%を加算 する。 現実に入手した金額が、5,000万円未満を超える場 合には、その超過部分の4%を加算する。	1. 受けた利息の算定にあたっては、扶養料 の分割払いの場合には2年分の1割、遺産 分割事件については相続分の3分の1を基 準とする。 2. 事件の難易、出庭回数等の考慮については 金銭事件と同じ。
遺産分割事件	35,000円	金銭事件に準ずる。	金銭事件に準ずる。 (価格の1／3を標準とする)	新監修取扱い下の場合は助用額を 支出す。	新監修取扱い下の場合は助用額を 支出す。	新監修取扱い下の場合は助用額を 支出す。
(4) 保全 ・労働事件 ・板塊分	20,000円 20,000円	1. 保証金、登録免許料は実費を 支出する。	50,000円 120,000円～180,000円	新監修取扱い下の場合は助用額を 支出す。	新監修取扱い下の場合は助用額を 支出す。	新監修取扱い下の場合は助用額を 支出す。
(5) その他	強制執行事 件 執行停止事 件 民調停事 件	20,000円 10,000円 20,000円	1. 予納金は別途支出手する。 し、本人負担を求めることがある。	50,000円～60,000円 60,000円	本案件と一括して決定する。	本案件と執行の受任弁護士が異なる場合には実際 に応じ決定する。
		1. 印紙代は別途支出手する。	60,000円～60,000円	金銭事件～不動産事件に準ずる。		



## 2. 書類作成援助支出基準表

手 続	書面の種類	実 費 等		報酬(消費税を別途支出する。)
		金額	備考	
1.通常訴訟手続	訴状、答弁書、準備書面等	初回実費 原告15,000円 被告8,000円 追加実費 書類作成1回につき 5,000円を追加する	1. 追加支出限度額を 20,000円とする。 2. 訴訟救済を受けるも のとする。訴訟救助が受 けられない場合、審 査会の審査を経て印紙 代を追加する。	報酬額 初回報酬25,000円 追加報酬書類作成1回につ き20,000円～25,000円 備考 追加報酬限度額を 100,000円とする。
2.督促手続	支払督促申立書(仮執行宣言申立書含む)	8,000円	債務者1名増加するごと に5,000円を追加支出 する。	支払督促申立書の作成 に20,000円～25,000円を 追加する。 異議申立のある場合には、 訴状に代わる準備書面を 作成する。この場合において は訴状・答弁書作成援 助の追加費用、追加報酬 を支出する。
3.民事保全手続	仮差押・仮処分申立書(供託を含む)	15,000円	保証金・登録免許税は 本人負担とする	40,000円～45,000円
4.民事執行手続	不動産執行申立書 動産執行申立書	25,000円 5,000円	予納金は本人負担とす る。	55,000円～60,000円 20,000円～25,000円
5.調停、審判、和解、非讼事 件手続	債権執行申立書 各申立書	10,000円	初回実費 10,000円 追加実費 書類作成1回につき 5,000円を追加す る。	25,000円～35,000円 初回報酬25,000円 追加報酬 書類作成1回 につき20,000円 追加報酬限度額を40,000 円とする。
6.自己破産手続	自己破産申立書(免責申立書を含む)	20,000円 夫婦双方援助の場 合、10,000円を追 加する。	予納金は本人負担とす る。	債権者20社まで80,000円 21社以上90,000円とするこ とができる。夫婦双方援助 の場合40,000円を追加す る。 夫婦双方扶助のときの費 用は、基準表の合計立替 額をそれぞれに分割して 支出するものとする。
7.民事再生手続	再生手続開始申立書(再生手続に係る 一切の書類作成を含む)	20,000円	予納金は本人負担とす る。	100,000円
8.少額訴訟手続	訴状	8,000円	被告1名増加するごとに 5,000円を追加する。 訴額は10万円以上を対 象とする。	20,000円

(備考)1.書類作成の上での事案が特に複雑であり又は作成に大きな困難を伴う場合には、事案により報酬を増額することができる。ただし、追加支出限度額を超えないものとす  
2.予見できない事情により、実費等が決定額を超える場合、受託者の申立てにより超過額を支出することができる。